

第1章 指定障害福祉サービス事業の概要

1 事業者の一般原則

指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならないとされています。

また、指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った、指定障害福祉サービスの提供に努めなければなりません。

さらに、指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

事業者の皆様は、これらのことを十分に踏まえ、関係法令等を遵守し、日々適切なサービスの提供に努めることが求められています。

2 指定の有効期間

指定の有効期間は、指定日から6年間です。

3 指定の単位

- ・原則として、障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行います。
- ・同一敷地内において、同一法人による複数の事業所が1又は複数のサービスを実施する場合には、1つの事業所（多機能型事業所）として取り扱います。
- ・多機能型事業所の詳細や、従たる事業所の取扱い及び出張所等の取扱いについては、87ページを御覧ください。

4 本手引書において対象としている指定障害福祉サービスの種類及び概要

サービスの種類	サービスの概要
介護給付 居宅介護 (ホームヘルプ)	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。 障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービス。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい若しくは精神障害により行動上著しい困難があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある方でも、在宅での生活が続けられるように支援する。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> 移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービス。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある方の社会参加や地域生活において必要なサービス。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービス。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加と地域生活を支援する。
重度障害者等 包括支援	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するもの。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援する。
短期入所 (ショート ステイ)	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っている。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービス。 また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供する。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動 生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。 このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援する。

	施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うもの。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援する。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービス。 このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障害のある方などの地域生活への移行を支援する。
	自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービス。 このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、利用者の地域生活への移行を支援する。
	就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。 このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指す。
	就労継続支援 A型	<ul style="list-style-type: none"> 企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。 このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指すこととしている。
	就労継続支援 B型	<ul style="list-style-type: none"> 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指すこととしている。
	就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある方に対し、就労の継続を図るために企業等との連絡調整や相談支援を行うサービス。 このサービスでは、企業・自宅等への訪問や障害のある方の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに対する課題解決を支援することにより、通常の事業所への定着を目指すこととしている。
	自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方又は居宅において単身等で生活する障害のある方に対し、自立した日常生活を営むために関係機関との連絡調整や相談支援を行うサービス。 このサービスでは、自宅への定期的な訪問や障害のある方からの随時の相談に対応することにより、理解力や生活力を補い、一人暮らしの継続を目指すこととしている。
	共同生活援助 (グループ ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し、主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。 このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待される。 ※ 平成26年4月、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。 ※ 平成30年4月、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました。

一般 相談 支援	地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うもの。 ・ このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行を目指すこととしている。
	地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うもの。 ・ このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害のある方の地域生活の継続を目指すこととしている。
共生型障害福祉サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の居宅・日中活動系サービスや障害児通所支援の指定を受けている事業所が、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（機能訓練）の指定を受けやすくする特例の制度。

5 事業所として使用する物件（建物）について（訪問系・相談系サービスを除く）

（1）建築基準法上の用途変更について

事業所として使用を予定している物件については、建築基準法上の要件を満たしている必要があります。

既存の空き店舗や事務所等を活用して指定障害福祉サービスを行う事業所として使用する場合には、これらの建物は、建築基準法上「店舗」や「事務所」、「住居」などとして届け出ていますので、使用する場合には、その用途を「児童福祉施設等」などへ変更が必要となる場合があります。

この用途変更に伴い改修等が必要となる場合があります、中には、建物全体に及ぶ改修を要する場合がありますので、事前（賃貸借契約を締結する前など）に、必ず、建築業者（建築士）さんと相談の上、その地域を管轄する関係機関（建築基準法を所管する行政機関）に対し、用途変更の手続きが必要か確認してください。

なお、用途変更を行った場合には、指定申請書に当該用途変更が完了したことが分かる書類のコピーを添付してください（詳細は96ページを参照してください）。

また、マンション、アパート等を活用して共同生活援助（グループホーム）など、指定障害福祉サービスを行う事業所として使用する場合においても、用途変更手続が必要な場合がありますので、上記と同様に必ず確認してください。

※ 事業所を移転する場合や、従たる事業所又は共同生活住居を移転・追加する場合も同様です。

<建築基準法に関する問い合わせ先>

事業所の建物が所在する地域の総合振興局（振興局）建設指導課

○ 空知総合振興局	: 0126-20-0067	○ 石狩振興局	: 011-204-5833
○ 後志総合振興局	: 0136-23-1373	○ 胆振総合振興局	: 0143-24-9594
○ 日高振興局	: 0146-22-9293	○ 渡島総合振興局	: 0138-47-9466
○ 檜山振興局	: 0139-52-6632	○ 上川総合振興局	: 0166-46-5947
○ 留萌振興局	: 0164-42-8449	○ 宗谷総合振興局	: 0162-33-2930
○ ホーツク総合振興局	: 0152-41-0642	○ 十勝総合振興局	: 0155-27-8601
○ 釧路総合振興局	: 0154-43-9192	○ 根室振興局	: 0153-23-6832

※ 上記に関わらず、所在地が江別市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、北見市、帯広市、釧路市の事業所は、それぞれの市の担当窓口へお問い合わせください。

（2）消防法関係の手続きについて

事業所を開設する場合（移転を含む）には、防火対象物使用開始（内容変更）届を所管の消防署へ提出する必要があります。

また、併せて、消防用設備等について点検を受け、必要な措置を行ってください。

想定する利用者の状況によって必要な消防設備が変わること、場合によっては建物や階全体に及ぶ改修等が必要となる場合がありますので、物件の賃貸借契約を締結する前に必ず確認してください。

なお、消防用設備等の点検が終了した際には、終了したことがわかる書類のコピーを提出してください（詳細は96ページを参照してください）。

さらに、平成27年4月より全ての共同生活援助事業所（グループホーム）において、スプリンクラーの設置が義務付けられています（延べ床面積275㎡未満であって、かつ、注1・2を除く）。

詳細は、所管の消防本部又は消防署に確認してください。

※ 事業所を移転する場合や、従たる事業所又は共同生活住居を移転・追加する場合も同様です。

(注1) 障害支援区分4以上で、かつ、

「移乗」、「移動」、「危険の認識」、「説明の理解」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」、「理解できない」、「判断できない」等に該当しない者の数と支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上の場合。

(注2) 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり。

6 非常災害対策計画の提出について（訪問系・相談系サービスを除く）

道では、昨今の自然災害の被害増大を踏まえ、利用者及び従業者保護のため、平成30年1月以降に新規で指定申請する場合、非常災害対策計画（注）を策定し、指定申請書に添付していただくこととしました。

これにより、「施設・事業所（訪問系・相談系は除く）所在立地確認書」は平成29年12月31日付けで廃止とします。

なお、事業所を移転する場合や、従たる事業所又は共同生活住居を移転・追加する場合も同様です。

(注) 非常災害対策計画

消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の自然災害に対処するための計画

《 非常災害対策計画の策定の手引 》

○北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

「社会福祉施設等に係る防災・防犯対策」のホームページ

第1の5 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」について

【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>】

《 非常災害対策計画の提出について 》

○北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

「新規指定申請時（認可・届出を含む）の非常災害対策計画の提出について」のホームページ

【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/hijousaigaitaisakukeikakusakutei.htm>】